

国民年金保険料の追納制度をご存知ですか？

国民年金には、経済的な理由等で保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料の全額又は一部が免除される「申請免除制度」や障害基礎年金を受けている方などが該当する「法定免除制度」があります。また、若年層（20歳代）の方を対象とした保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」や、学生の方を対象とした「学生納付特例制度」もあります。これらの保険料免除や納付猶予などを受けた期間については、年金を受け取るために必要な受給資格期間に算入されますが、受け取る年金額は保険料を全額納付した場合より少なくなります。

このため、これらの期間は10年以内（例えば、平成22年2月分は平成32年2月末まで）であれば、あとから保険料を納付すること（追納）ができるようになっており、将来、受け取る年金額を増額するためにも、追納することをお勧めします。

なお、保険料の免除や納付猶予などの承認を受けた翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

【平成21年度中に追納する場合の額】

年度 (月分)	免除の 種別	免除の種類			
		全額免除 納付猶予 学生納付特例	3/4免除	半額免除	1/4免除
平成11年度の月分		16,190円	—	—	—
平成12年度の月分		15,560円	—	—	—
平成13年度の月分		14,960円	—	—	—
平成14年度の月分		14,390円	—	7,200円	—
平成15年度の月分		14,180円	—	7,090円	—
平成16年度の月分		13,980円	—	6,990円	—
平成17年度の月分		14,010円	—	7,010円	—
平成18年度の月分		14,070円	10,550円	7,030円	3,510円
平成19年度の月分		14,100円	10,570円	7,050円	3,520円
平成20年度の月分		14,410円	10,810円	7,200円	3,600円

※ 平成19・20年度は加算が付きません。詳しくは、お近くの年金事務所までお問い合わせください。



国民年金保険料収納事業の民間委託（市場化テスト事業）を 全ての事務所でを行っています

社会保険庁では、国民年金保険料が未納となっている方に対して「電話や文書による納付督促」や「戸別訪問による納付督促及び保険料の収納業務」について、民間委託を実施しています。これは、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づき、従来官公庁が行ってきた事業に民間事業者の参入機会をを広げ、民間事業者の創意工夫やノウハウの活用により、低コストでより良いサービスの提供を目指す「市場化テスト事業」として導入されたもので、社会保険庁から委託を受けた民間事業者が、電話や文書、戸別訪問などで国民年金保険料の納付のご案内を行っています。

平成21年10月から、岡山県下全ての社会保険事務所において、国民年金保険料の収納業務の一部（滞納者に対する納付の勧奨及び請求、納付の受託等）の業務を民間委託（市場化テスト）しています。

社会保険事務所名	管轄区域	委託業者名
岡山東	備前市 瀬戸内市 赤磐市 和気郡	(株)アイ・シー・アール
岡山西	岡山市 玉野市	
倉敷東	倉敷市 総社市 都窪郡	(株)エヌ・ティ・ティ・ソルコ
倉敷西	笠岡市 井原市 浅口市 浅口郡 小田郡	
津山	津山市 真庭市 美作市 真庭郡 苫田郡 勝田郡 英田郡 久米郡	
高梁	高梁市 新見市 加賀郡	